

決算を報告します

平成25年度の「普通会計」の決算がまとまりましたのでお知らせします。
平成20年4月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）が施行され、地方公共団体は毎年度、実質的な赤字や、外郭団体を含めた将来負担などを表す指標（健全化判断比率）と、公営企業ごとの資金不足額を表す指標（資金不足比率）を議会に報告し、公表をしています。

歳入

Point 前年度より全体で約3,100万円の増

歳入の決算額は93億7,597万円で、前年度比0.3%、約3,100万円の増額となりました。

Point 歳入の84.5%を占めるのは「依存財源」

歳入に占める「依存財源」の割合は84.5%と高いです。「地方交付税」は62億3,282万円で、算定時に地域の元気づくり推進費が新たに創設されたことが要因となり、前年度に比べ約400万円の増となりました。「国庫支出金」は4億2,567万円で、国の緊急経済対策（地域の元気臨時交付金）などに伴い、約9,200万円の増。「地方債」は約5,100万円の減となる5億6,010万円。「依存財源」全体では前年度に比べ約6,200万円の増となりました。

Point 「自主財源」は約3,100万円の減

「依存財源」に対し「自主財源」は、14億4,472万円で前年度から約3,100万円の減となりました。「繰越金」は前年度から約3,100万円の減で、これは国の経済対策交付金による繰越事業の減少が主な要因です。

区分	金額	構成比
依存財源	79億3,125万円	84.5%
地方交付税	62億3,282万円	66.4%
国庫支出金	4億2,567万円	4.5%
地方債	5億6,010万円	6.0%
道支出金	4億7,268万円	5.0%
地方譲与税等	2億3,998万円	2.6%
自主財源	14億4,472万円	15.5%
町税	6億7,944万円	7.2%
諸収入	9,445万円	1.0%
使用料・手数料	2億3,409万円	2.5%
分担金・負担金	1億4,559万円	1.6%
財産収入	1億1,934万円	1.3%
繰越金	9,402万円	1.0%
繰入金	6,248万円	0.7%
寄付金	1,531万円	0.2%
合 計	93億7,597万円	100.0%

歳出

Point 前年度より全体で約5,500万円の減

歳出の決算額は91億3,160万円で、前年度比0.6%となる約5,500万円の減額となりました。

Point 「義務的経費」が全体の40.8%を占める

借入金返済の「公債費」が前年度に比べ約5,900万円の増、議員報酬や職員給与費である「人件費」は約1億6,200万円の減、国の法律に基づいて支出する「扶助費」は約3,000万円の増となり、これらの「義務的経費」は歳出全体の40.8%と高い割合となっています。

Point 「その他の経費」は約2億9,700万円の減

「その他の経費」では、産業振興、福祉・医療などを充実させる助成金や一部事務組合（消防・衛生センター）への負担金などの「補助費」が前年度に比べ約1,600万円の減、「積立金」は減債基金積立金や産業振興基金積立金などの減額で4億6,828万円となり、「その他の経費」総額で約2億9,700万円の減となりました。

Point 「投資的経費」は温泉ホテル改修工事などで大きく増加

「投資的経費」の普通建設事業費では、温泉ホテルきたひやま温泉棟改修工事や町道雲内線及び町道島歌線整備業務などで、前年度に比べ約2億9,300万円の増となりました。

区分	金額	構成比
義務的経費	37億1,756万円	40.8%
公債費	16億9,634万円	18.6%
人件費	13億8,480万円	15.2%
扶助費	6億3,642万円	7.0%
その他の経費	43億494万円	47.0%
補助費	15億1,755万円	16.6%
繰出金	9億8,117万円	10.7%
物件費	9億7,617万円	10.7%
積立金	4億6,828万円	5.1%
維持補修費	3億2,263万円	3.5%
貸付金・出資金	3,914万円	0.4%
投資的経費	11億910万円	12.2%
普通建設事業費	11億336万円	12.1%
災害復旧事業費	574万円	0.1%
合 計	91億3,160万円	100.0%

※「普通会計」という区分は、毎年総務省が全国の自治体を対象に行う地方財政状況調査（通称「決算統計」）の会計区分です。会計の構成や範囲は各自治体によってさまざまで財政比較や統一的な把握が難しいため、統計上このような統一的区分が設けられています。

用語説明

●健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の四つの財政指標の総称です。

●実質赤字比率

せたな町の普通会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

●連結実質赤字比率

公営企業会計を含むせたな町の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

●実質公債費比率

せたな町の全会計及び一部事務組合（北部桧山衛生センター組合など）が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

●将来負担比率

せたな町の全会計、一部事務組合、土地開発公社及び第三セクター（温泉ホテルきたひやまなど）が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

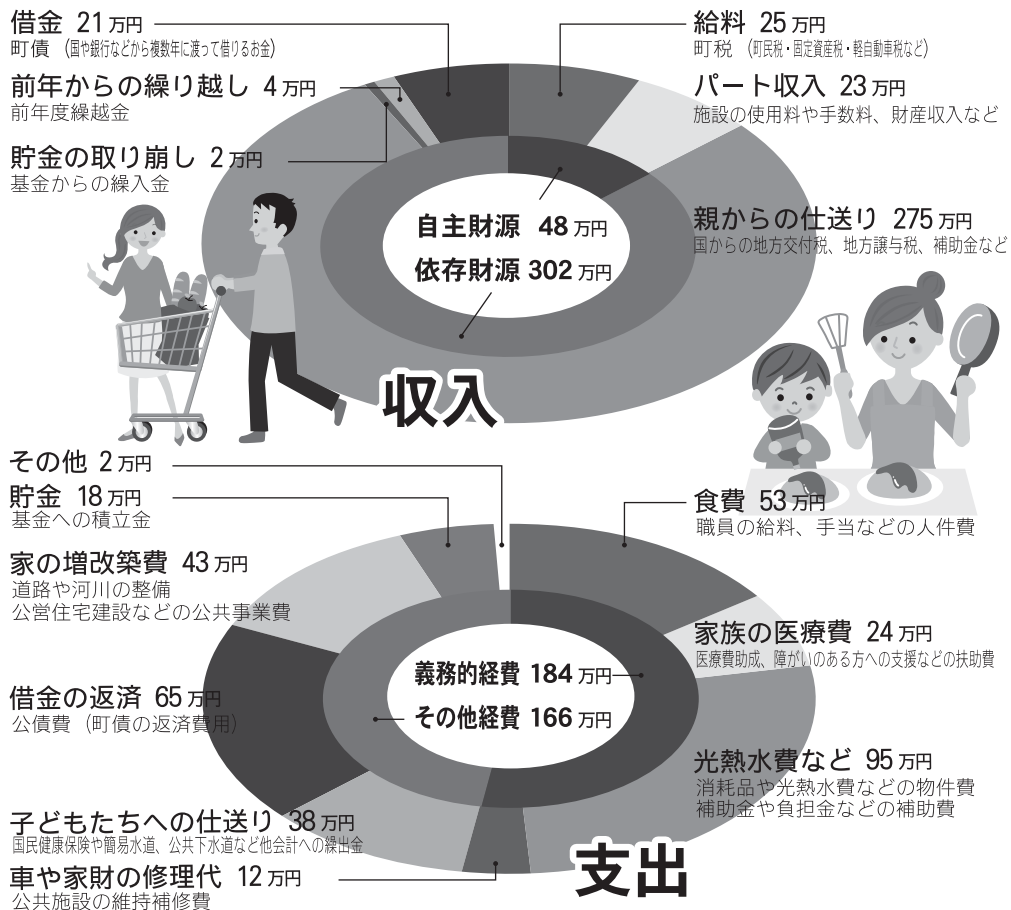
●標準財政規模

標準的な税収入額と地方道路譲与税などの交付金に地方交付税を加えた額で、標準的な行政サービスを行うための一般財源の規模を示す金額です。

●資金不足比率

せたな町の特別会計である病院事業や簡易水道事業などの各公営企業の営業収益（料金収入など）と事業規模とを比較した比率で、経営状況の深刻度を表す指標です。

せたな町の財政を年収350万円の家庭に例えてみました



健全化判断基準

平成25年度決算に基づくせたな町の「健全化判断比率」及び「資金不足比率」は、事務事業の見直しや起債の繰上償還などの取り組みにより、平成20年度から「実質公債費比率」で10.6%減の11.2%、「将来負担比率」で113.8%減の27.1%となりました。総務省のホームページには全国版の健全化判断比率等（速報値）が掲載されています。（平成26年9月30日報道資料）

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei07_02000095.html

健全化判断比率	H20年度	H25年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	14.12%	20.0%
連結実質赤字比率	—	—	—	19.12%	30.0%
実質公債費比率	21.8%	11.2%	△10.6%	25.0%	35.0%
将来負担比率	140.9%	27.1%	△113.8%	350.0%	—

公営企業資金不足比率	区分	資金不足額・剰余金	資金不足比率	経営健全化基準
病院事業	法適用	3億8,504万円	—	20.0%
簡易水道事業	法非適用	719万円	—	
公共下水道事業		218万円	—	
漁業集落排水事業		18万円	—	
風力発電事業		6万円	—	

※法とは…「地方公営企業法」

↑不足額が無いため率はありません

合併後は、旧町から引き継いだ財政の健全化に重きを置き、組織機構の見直しや職員数の抑制、事務事業の見直しなどに取り組んできましたが、これからは未来に向かって夢と希望を持てるせたな町の「新たな飛躍の年」と位置づけ、時代の変化を見極めつつ、その道筋をしっかりと歩んでまいります。

しかし、町の貴重な財源である地方交付税は、合併町の優遇措置による増額分が平成28年度から段階的に縮減され、一本算定（1つの町として算定）へ移行することによる大幅な減額や、人口減少でのさらなる減額が見込まれていますので、引き続き第2次行政改革大綱を推し進めながら、行財政改革に取り組んでまいります。